

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第624号 平成25年10月10日

婚外子と立法府の責任

婚外子、つまり「結婚していない両親の間に生まれた非嫡出子」の相続について、民法900条但し書きには「婚外子の相続分は、嫡出子の半分とする」と規定されています。

この規定は、1898年（明治31年）に制定された明治民法で設けられ、戦後（1947年）の改正の際も引き継がれた規定ですが、長年にわたって、この規定が憲法第14条に規定する「法の下での平等」に反するのかが裁判で争われて来ました。

この長年にわたる論争に、決着をつける判断が、9月4日に開かれた最高裁判所大法廷において示されました。

判決の概要は、

- ・ 家族の在り方に対する国民意識が多様化し、個人をより尊重すべきだとの考えが確立された
- ・ 婚外子の差別撤廃は各国で進み、国連は日本に繰り返し是正を勧告している
- ・ 事情の変化を総合考慮すれば、婚外子の相続分を嫡出子の半分とする民法の規定は、遅くとも本裁判の対象となった相続が発生した2001年7月には違憲だった
- ・ 今回の決定は、解決済みの相続に影響を及ぼさない

というものです（9月5日付北海道新聞他から）。

結婚の形や家族の在り方が激しく変化して来ている中、6割を超える人々が相続において「法律上の差別をしてはならない」と考えており、婚外子の相続に対する国民の意識は大きく様変わりしています。こうした中、今回の最高裁判決は、「生まれて来た子には責任はない」というごく当たり前の感覚に沿ったものといって良いでしょう。

なお、相続において婚外子を差別する現行民法の規定に対しては、これ迄にも、下表のように改正に向けた動きや違憲する判断が示されて来ました。

1979年	法制審議会が「相続分は同等」とする民法改正要綱試案を公表しますが、時期尚早と法改正は見送られる。
1996年	法制審議会は「相続分は同等」とする民法改正案を答申するも、法案は未提出のままになる

こうした経緯の中で、民法は何故、婚外子の相続に対して差別する規定を置き続けて来たのでしょうか。

その理由の一つは、明治以来の「法律婚重視」という伝統があり、「家」というものを中心にした結婚観から抜け切れていないという事だと思います。

もう一つの理由は、一部とはいえ国会議員の中に「不倫を助長」といった理由で民法改正に厳しく抵抗している勢力がある事です。

「不倫」でなくても法律婚ではない夫婦は存在しますし、仮に「不倫」であろうとなかろうと、生まれて来た子と親との関係には何の違いも有りません。

1人の男性を挟んで2つの家族（場合によってはもっと多いかも知れませんが）の間に、感情も入り混じった複雑な問題がある事は容易に想像されますが、それは当事者である大人達が解決するしかありません。何故なら、父母が婚姻関係にあるか否かを、子は選択できないのですから。それを、婚外子を差別する事で、一方が溜飲を下げるというのでは、大人達の責任を婚外子に押し付けているのも同然です。法律が、そうした婚外子に対する差別を助長して良い筈はありません。

これ迄に、何度か民法改正に向けた動きがあったにもかかわらず、結局、改正される事無く今日至っているのは、国、取り分け立法府の怠慢といわざるを得ません。

また、婚外子に対する差別的規定は民法に止まりません。例えば、戸籍法では「嫡出子」、「非嫡出子」の別を出生届けに記載する事を義務付けています（戸籍法第49条）。この点について、兵庫県明石市が、出生届けの様式について「嫡出子」か否かを尋ねる項目を削除しようとしたところ、神戸地方法務局が「新様式は戸籍法施行規則に違反する」との行政指導を行い、明石市は出生届けの様式変更を断念するという事態が生じています（10月2日読売新聞他）。

菅官房長官は、今回の判決を受け「立法的な手続きは当然だろう」と述べています（9月5日付朝日新聞）が、国は、この際、相続規定が根拠となっている差別的な規定を洗い出し、早急に改正すべきです。

なお、国会の中には依然として「家族制度が壊れる」等として反対する議員が少なくないとの事です。しかし、少し考えて見れば分かる様に、このまま少子化が進めば、家族制度が壊れる前に、日本の社会が壊れかねません。現に、少子化対策の必要性が声高に叫ばれている一方で、日本の各地では、コミュニティの維持が困難な「限界集落」が増え続けているではありませんか。

効果的な少子化対策の第1歩は、多様な家族の在り様を認める事だと私は思っているのですが。（塾頭：吉田 洋一）